

品川区罹災証明書等交付要綱

制定 令和6年8月21日 区長決定

要綱第292号

(趣旨)

第1条 この要綱は、品川区（以下「区」という。）において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害によって生じた被害（火災による被害を除く。以下同じ。）に関する証明書（以下「証明書」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(証明書の種類および内容)

第2条 この要綱により交付する証明書は、次の各号に掲げる種類に応じ、それぞれ当該各号に定める内容による。

- (1) 罹災証明書 災害対策基本法第90条の2第1項に規定する罹災証明書で、災害による住家の被害について、実地調査等によりその事実を区が確認することができる場合に限り、その被害の程度について証明するものをいう。
- (2) 被災証明書 災害による住家以外の建物の被害について、実地調査等によりその事実を区が確認することができる場合に限り、その被害の程度について証明するものをいう。

2 前項各号の証明書は、民事上の権利義務関係に係る効力を有さないものとする。また、被害額に係る証明を含まないものとする。

(交付の対象)

第3条 前条第1項各号の証明書の交付の対象となるものは、区内で発生した災害により被害を受けた住家または住家以外の建物とする。

(交付の申請)

第4条 第2条第1項各号の証明書の交付の申請を行うことができる者は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 前条の住家または住家以外の建物の所有者（その相続人を含む。）
- (2) 前条の住家または住家以外の建物の使用者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が認める者

第5条 罹災証明書の交付を受けようとする者は、災害が発生した日の翌日から起算して1年以内に罹災証明書交付申請書（第1号様式）に区長が必要と認める書類等を添えて区長に申請しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると区長が認めたときは、この限りでない。

2 被災証明書の交付を受けようとする者は、災害が発生した日の翌日から起算して1年以内に被災証明書交付申請書（第2号様式）に区長が必要と認める書類等を添えて区長に申請しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると区長が認めたときは、この限りでない。

- 3 証明書の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、個人番号カード、運転免許証、旅券等の本人確認書類の提示または区長が適当と認める方法により本人であることを示さなければならない。
- 4 申請者が、入院その他やむを得ない理由により自ら交付申請を行うことができないときは、代理人により交付の申請をすることができる。この場合において、代理人は前項に規定する書類に加え、申請者が自署または記名押印した委任状を提出しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、罹災証明書の交付の申請の場合にあつては、代理人が、申請者と同一世帯に属する者である場合は、委任状の提出を省略することができるものとする。

第6条 前条の規定にかかわらず、申請者は、区長に対し、マイナポータル（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）附則第6条第3項に規定する情報提供等記録開示システムをいう）により証明書の交付の申請（以下「オンライン申請」という。）を行うことができる。

- 2 オンライン申請を行う場合には、次に掲げる事項を入力するほか、区長が必要と認める書類を添付しなければならない。

- (1) 申請者情報
- (2) 罹災（被災）者情報
- (3) 罹災（被災）場所
- (4) 罹災（被災）年月日
- (5) 罹災（被災）原因
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項
（実地調査等）

第7条 区長は、罹災証明書交付申請書の提出があつたときその他区長が必要と認めたときは、災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和6年5月内閣府（防災担当））等に基づき、住家に生じた被害の状況を実地調査しなければならない。ただし、当該申請書に係る被害について、申請者が準半壊に至らない被害（一部損壊）と認め、かつ、被害の状況を明確に示す写真等により準半壊に至らないことが一見して明らかなきときは、区長は、申請者の同意を得た上で実地調査を省略することができる（自己判定方式）。

- 2 前項の規定にかかわらず、申請者から罹災状況を示す写真（当該申請者が罹災箇所を既に修復している場合にあつては、修復状況を示す写真及び当該修復の費用に係る請求書、領収書又は見積書）の提出があり、家屋等被害状況調査の必要がないと認める場合は、区長は申請者の同意を得た上で実地調査を省略することができる。
- 3 区長は、被災証明書交付申請書の提出があつたときは、原則、実地調査を行い被害の状況を確認しなければならない。ただし、被害の状況を示す写真等により被害の状況が確認できる場合は実地調査を省略することができる。

(証明書の交付)

第8条 区長は、第5条第1項または第6条第1項の規定による罹災証明書の交付の申請があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認めたときは、罹災証明書(第3号様式)を交付するものとする。

2 区長は、第5条第2項または第6条第1項の規定による被災証明書の交付の申請があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認めたときは、被災証明書(第4号様式)を交付するものとする。

3 区長は、既に交付した証明書と同一の証明内容について申請があった場合において、提出書類の全部または一部が必要でないと認めるときは、第5条各項または第6条第2項の規定にかかわらず、当該提出書類の全部または一部の添付を省略させることができる。

(再調査の申請)

第9条 証明書の交付を受けた者が、当該証明書により証明された被害の程度について相当の理由をもって修正を求めるときは、当該証明書の交付を受けた日の翌日から起算して90日以内に、区長に対し、再調査の申請をすることができる。

2 前項の規定により再調査の申請を行う者は、区長に対し、被害認定再調査申請書(第5号様式)に、従前に交付を受けた証明書を添えて申請するものとする。

3 第5条第4項の規定は、第1項の規定による再調査の申請について準用する。

(手数料)

第10条 この要綱に基づく証明書の交付に係る手数料は、品川区手数料条例(平成12年品川区条例第5号)第5条第1項第3号の規定により免除する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、区長が別に定める。

(第1号様式)

罹災証明書交付申請書

品川区長あて

(申請日)

年 月 日

申請者	フリガナ			
	氏 名			
	住 所			
	電話番号			
	メールアドレス (任意)			
	罹災者との 関係	☐ 本人 ☐ 代理人 (同世帯員以外は委任状が必要です。)		
罹災者	☐ 申請者と同じ			
罹災場所	☐ 申請者と同じ			
証明を必要とする人	フリガナ 氏名	続柄	フリガナ 氏名	続柄
罹災年月日	年 月 日			
罹災原因				
自己判定方式希望欄	○自己判定方式では、現地調査を行わず写真等による確認をもって判定を行うため、被災箇所の写真等の提出が必要となります。 ○自己判定方式で交付できる罹災証明書は、被害の程度が「準半壊に至らない(一部損壊)」に該当する場合のみとなります。 □上記事項に同意の上、自己判定方式を希望します。			

※自己判定方式によらない場合でも、写真による判定が可能な場合は、現地調査を省略します。

※現地調査が必要となる場合は、後日ご連絡いたします。

(第1号様式)

罹災証明書交付申請書

品川区長あて (申請日) 令和〇年 〇月 〇日

申請者	フリガナ	シナガワ ハナコ		
	氏 名	品川 花子		
	住 所	品川区広町2-1-36		
	電話番号	03-3777-1111		
	メールアドレス (任意)			
	罹災者との 関係	☒ 本人 ☐ 代理人 (委任状が必要です。)		
罹災者	☒ 申請者と同じ			
罹災場所	☒ 申請者と同じ			
証明を必要とする人	フリガナ 氏名	続柄	フリガナ 氏名	続柄
	品川 花子	世帯主		
	品川 太郎	子		
罹災年月日	令和〇年 〇月 〇日			
罹災原因	台風〇号、大雨、地震 など			
自己判定方式希望欄	○自己判定方式では、現地調査を行わず写真等による確認をもって判定を行うため、被災箇所の写真等の提出が必要となります。 ○自己判定方式で交付できる罹災証明書は、被害の程度が「準半壊に至らない(一部損壊)」に該当する場合のみとなります。 ☐上記事項に同意の上、自己判定方式を希望します。			

※自己判定方式によらない場合でも、写真による判定が可能な場合は、現地調査を省略します。
※現地調査が必要となる場合は、後日ご連絡いたします。

(第2号様式)

被災証明書交付申請書

品川区長あて (申請日) 年 月 日

申請者	フリガナ	
	氏 名	
	住 所	
	電話番号	
	メールアドレス (任意)	
	被災者との 関係	☐ 本人 ☐ 代理人 (委任状が必要です。)
被災者	☐ 申請者と同じ	
被災場所	☐ 申請者と同じ	
被災物件	☐ 住家 ☐ 店舗 ☐ 事務所 ☐ 物置 その他 ()	
被災年月日	年 月 日	
被災原因		

※写真による判定が可能な場合は、現地調査を省略します。
※現地調査が必要となる場合は、後日ご連絡いたします。

(第2号様式)

被災証明書交付申請書

品川区長あて (申請日) 令和〇年 〇月 〇日

申請者	フリガナ	シナガワ ハナコ
	氏 名	品川 花子
	住 所	品川区広町2-1-36
	電話番号	03-3777-1111
	メールアドレス (任意)	
	被災者との 関係	☒ 本人 ☐ 代理人 (委任状が必要です。)
被災者	☒ 申請者と同じ	
被災場所	☒ 申請者と同じ	
被災物件	☐ 住家 ☒ 店舗 ☐ 事務所 ☐ 物置 その他 ()	
被災年月日	令和〇年 〇月 〇日	
被災原因	台風〇号、大雨、地震 など	

※写真による判定が可能な場合は、現地調査を省略します。
※現地調査が必要となる場合は、後日ご連絡いたします。

罹 災 証 明 書

第 〇 号
令和6年4月2日

世帯主住所							
世帯主氏名							
追加記載事項①	被災者区分：						
	世帯構成員：						
	構成員氏名	続柄	年齢	構成員氏名	続柄	年齢	

罹災原因	
------	--

被災住家※の所在地	
住家※の被害の程度	
追加記載事項②	被災物件種別：

※住家とは、現実には居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

追加記載事項③	
---------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

令和6年4月2日

品川区長 森澤 恭子



被災証明書

第 号
令和6年4月25日

被災者住所	
被災者氏名	
追加記載事項①	被災者区分：
被災原因	
被災建物の所在地	
建物の被害の程度	
追加記載事項②	
追加記載事項③	

上記のとおり、相違ないことを証明します。
令和6年4月25日
品川区長 森澤恭子



(第5号様式)

被害認定再調査申請書

品川区長あて (申請日) 年 月 日

申請者	フリガナ	
	氏 名	
	住 所	
	電話番号	
	メールアドレス (任意)	
	罹災(被災)者 との関係	☐ 本人 ☐ 代理人(委任状が必要です。)
罹災(被災)者	☐ 申請者と同じ	
罹災(被災)場所	☐ 申請者と同じ	
罹災(被災)原因		
再調査理由		

※申請の際は、すでに交付した「罹災(被災)証明書」を併せてご提出ください。

(第5号様式)

被害認定再調査申請書

品川区長あて (申請日) 令和〇年〇月〇日

申請者	フリガナ	シナガワ ハナコ
	氏 名	品川 花子
	住 所	品川区広町2-1-36
	電話番号	03-3777-1111
	メールアドレス (任意)	
	罹災(被災)者 との関係	☒ 本人 ☐ 代理人(委任状が必要です。)
罹災(被災)者	☒ 申請者と同じ	
罹災(被災)場所	☒ 申請者と同じ	
罹災(被災)原因	台風〇号、大雨、地震 など	
再調査理由	調査されていない箇所があったため	

※申請の際は、すでに交付した「罹災(被災)証明書」を併せてご提出ください。